

抽出事案説明書

(担当部局名：総務部総務室)

入札方式	一般競争入札（施工体制確認型総合評価落札方式）		
工事名	高田地区海岸砂浜再生（本格施工）工事		
工事種別	土木一式工事		
工事概要	施工延長 1,000m、突堤工 2 基、養浜工 264,300m ³ 、汚濁防止工 1,300m		
入札参加資格	1 施工形態 2 者の構成員からなる任意に結成された特定共同企業体（以下「JV」という。）（最低出資比率 30%以上）又は単者		
	2 個別要件 ※単者の要件は、2 者 JV 代表者に同じ。		
	条 件		
	格付・許可	土木一式工事 特定建設業許可	
	地 域	代表者及び非代表者とも付さない	
	施工実績	期 間	平成 14 年 4 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日
		工 事 内 容	代表者は海中工事（船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下零メートル以下の潜水士による作業を伴う工事をいう。以下同じ。）を施工した実績 非代表者は付さない
		形 態	代表者は元請（JV 施工の場合は代表者として施工したもの） 非代表者は付さない
	技術者	資 格	代表者、非代表者とも、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
		経 験	代表者は元請として海中工事を施工した経験 非代表者は付さない
経営事項審査結果に係る総合評定値（土木一式工事）	代表者は 1,200 点以上 非代表者は 850 点以上		
入札参加資格設定の経緯及び理由	<p>1 施工形態 「特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する取扱要領」第 3 では構成員は 3 者以内を原則としているが、専門性が高い工事であることを考慮し、同種工事の過去の事例（H28）及び本工事に先立って施工した試験施工工事（H27、予定価格 5 億円以上 WTO 未満）では、2 者 JV（出資比率 30%以上）又は単体の混合入札として要件設定しており、本案件についても同様の設定とした。</p> <p>2 個別要件 (1) 地域要件 特定調達契約に係る一般競争入札であることから、地域要件は付さない。</p>		

	<p>(2) 施工実績要件</p> <p>ア 代表者は、設定基準別紙4の1で別に定める「条件付一般競争入札施工実績要件(例)一覧表」及び過去の事例を参考に設定した。</p> <p>また、非代表者は、県内業者の参入促進と技術移転の観点から施工実績を求めないこととした。</p> <p>イ 受注形態は、設定基準別紙4の注6及び過去の同種工事の事例を参考に、代表者は元請(JV施工の場合は代表者)とした(非代表者は上記アにより設定なし。)</p> <p>(3) 技術者資格要件</p> <p>ア 設定基準別紙4の2(2)①及び過去の事例を参考に、代表者及び非代表者共に1級土木施工管理技士及び監理技術者資格を有する者とした。</p> <p>イ 技術者の施工経験は、設定基準別紙4の2(2)①及び過去の事例を参考に、代表者は、企業としての施工実績と同様の施工経験とし、非代表者は、上記(2)ア同様、施工経験を求めないこととした。</p> <p>(4) 経営事項審査結果に係る総合評価値</p> <p>過去の同種工事における事例を参考に、代表者は1,200点以上とし、非代表者は850点以上としたこと。</p>		
入札参加資格確認申請者数	14 JV(者) (参入見込: 32 JV(者))		
入札参加者数	13 JV(者)	無資格者数	なし
契約金額	2,360,301,081円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 174,837,117円)		
無資格理由の説明(無資格とされた業者がある場合のみ記入)			
入札の経緯及び結果	1 要件設定審議会	平成29年	6月 2日
	2 公告	平成29年	6月 13日
	3 参加申請・技術提案書の受付期限	平成29年	6月 30日
	4 資格基本事項確認通知	平成29年	7月 7日
	5 入札	平成29年	8月 21日
	6 開札	平成29年	8月 22日
	7 落札決定	平成29年	8月 24日
	8 仮契約締結	平成29年	9月 14日
	9 契約締結	平成29年	10月 10日

条件付一般競争入札要件設定一覧

1 工事概要

- (1) 工事番号 29-1-0605-00002
- (2) 工事名 高田地区海岸砂浜再生（本格施工）工事
- (3) 工事場所 陸前高田市高田町地内
- (4) 工事概要 施工延長 1,000m
突堤工 2基
養浜工 264,300m³
汚濁防止工 1,300m
- (5) 工 期 平成31年 3月15日まで
- (6) 設計金額 (税込) 2,623,343,760 円 (税抜) 2,429,022,000 円

2 競争参加資格

(1) 施工形態

2者JV(最低出資比率30%)又は単者

(2) 個別要件

		条	件	
JV代表者又は単者	資格・許可	土木一式工事	特定建設業許可	
	経審点	1,200点以上		
	施 工 実 績	期 間	平成14年4月1日 ~ 入札参加申請期限の日	
		工事内容	海中工事(船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事。以下同じ。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	
	形 態	元請(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)		
	技 術 者	資 格	専任配置 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。	
経 験		元請として海中工事を施工した経験を有する者であること。		
		条	件	
JV非代表者	資格・許可	土木一式工事	特定建設業許可	
	経審点	850点以上		
	施 工 実 績	期 間	平成14年4月1日 ~ 入札参加申請期限の日	
		工事内容	なし	
	形 態	なし		
	技 術 者	資 格	専任配置 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。	
経 験		なし		

- ・ 特定共同企業体の構成員は、当該特定共同企業体以外の特定共同企業体の構成員及び単者として本件入札に参加することはできないこと。
- ・ 総合評価（施工体制確認型：加算点20点）
- ・ 契約後VE対象工事
- ・ 東日本大震災津波の復旧復興工事：「該当」

WTO一般競争入札参加見込表

工事名 高田地区海岸砂浜再生(本格施工)工事

1 JV代表者又は単者

案	条件				実績者数			案	備考	
	WTO資格	経審点	施工実績		県内	県外	計			
	土木一式 工事	1,200点 以上	海中工事(船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事)を施工した実績を有すること。		元請 (JV代表者)	1	31	32	○	

2 JV非代表者

案	条件				実績者数			案	備考	
	WTO資格	経審点	施工実績		県内	県外	計			
	土木一式 工事	850点 以上	付さない。			38	47	85	○	

最大参入見込数 32者

※ 実績は過去15年間の実績であること。

※ 実績者数は、CORINS及び施工実績データにおいて工事概要が確認できた者の数であること。

※ 指名停止中の者、破産等経営状況が不健全な者は実績者から除いたものであること。

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成29年6月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 工事概要

(1) 工事名 高田地区海岸砂浜再生（本格施工）工事

(2) 工事場所 岩手県陸前高田市高田町地内

(3) 工事内容

ア 施工延長 1,000メートル

イ 突堤工 2基

ウ 養浜工 264,300立方メートル

エ 汚濁防止工 1,300メートル

(4) 工期 平成31年3月15日まで

(5) 使用する主要な資機材

ア 養浜砂 125,000立方メートル

イ 砕石 138,600立方メートル

ウ 被覆石 約3,400立方メートル

エ 汚濁防止フェンス 1,300メートル

(6) 入札方式 本工事は、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現することができるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(7) 予定価格 2,429,022,000円（税抜）

2 入札参加資格

(1) 2者の構成員からなる任意に結成された特定共同企業体又は単体有資格者であること。

(2) 特定共同企業体の各構成員又は単体有資格者は、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、単体有資格者にあつては、シの要件を除く。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。

ウ 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

キ 特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第427号）第3条第2項の審査を受け、土木一式工事の資格基準に適合すると認められている者（以下「資格登録者」という。）であること。

- ク 特定調達契約に係る一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - ケ 入札に参加しようとする者のうちに資本関係又は人的関係がある者がいないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が、1つの特定共同企業体を任意に結成している場合を除く。）。
 - コ 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。
 - サ 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、1に示した工事の請負に必要とされる建設工事の種類について、法第28条第3項又は第5項の規定に基づき営業の停止（1に示した工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を命ぜられた者にあつては、当該営業の停止の期間が経過している者であること。
 - シ 特定共同企業体の構成員は、当該特定共同企業体以外の特定共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。
- (3) 特定共同企業体の代表となる構成員（以下「代表者」という。）又は単体有資格者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。ただし、単体有資格者にあつては、オの要件を除く。
- ア 平成14年4月1日以降に、元請として海中工事（船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下零メートル以下の潜水士による作業を伴う工事をいう。以下同じ。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。
 - イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に専任で配置することができること。
 - (ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 平成14年4月1日以降に、元請として海中工事を施工した経験を有する者であること。
 - (ウ) 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - (エ) 代表者又は単体有資格者が、入札書の提出の日において雇用している者であること。
 - ウ 土木一式工事に係る経営事項審査の結果に係る総合評定値が1,200点以上であること。
 - エ 法に基づき土木工事業の特定建設業許可を受けていること。
 - オ 構成員のうちで出資比率が最大であること。
- (4) 特定共同企業体の代表とならない構成員（以下「非代表者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
- ア 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に専任で配置することができること。
 - (ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - (ウ) 非代表者が、入札書の提出の日において雇用している者であること。
 - イ 土木一式工事に係る経営事項審査の結果に係る総合評定値が850点以上であること。
 - ウ 法に基づき土木工事業の特定建設業許可を受けていること。
 - エ 出資比率が30パーセント以上であること。

3 総合評価に関する事項

- (1) 評価項目 1に示した工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア及びイ並びに価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
- ア 品質等を高めるための技術提案（個別の提案課題）
 - 施工時の濁水発生抑制対策について
 - イ 施工体制
 - (ア) 品質の確保の実効性
 - (イ) 施工体制の確保の確実性
- (2) 技術提案書の提出 (1)アの技術提案に係る総合評価技術提案書を4(4)に示した申請書等の提出と同時に提出すること

。なお、総合評価技術提案書を提出することができない場合は、入札に参加することができない。

(3) ヒアリングの実施

ア 技術提案の内容について、ヒアリングは、実施しない。

イ 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者に対して、必要に応じて施工体制の確認のためのヒアリングを実施する。なお、ヒアリングを実施する場合は、追加で資料の提出を求めることがある。

(4) 総合評価の方法

ア 評価値を次の算定式により算定するものとする。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格}$$

イ 標準点は、入札説明書に記載された要求要件を実現することができる場合に与える点数とし、その配点を100点とする。

ウ 加算点は、技術提案の内容に応じて与える点数とし、その配点を20点とする。なお、施工体制評価を踏まえた補正を行うものとする。

エ 施工体制評価点は、入札説明書に記載された要求要件を実現することができる確実性の高さに対して与える点数とする。

その配点は、30点とし、次の項目ごとにそれぞれ15点とする。

(ア) 品質の確保の実効性

(イ) 施工体制の確保の確実性

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県総務部総務室入札担当 電話番号019-629-5058

(2) 入札等の方法 本件入札は、申請書の受付、入札等を岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。なお、電子入札システムによりがたいときは、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得なければならない。

(3) 入札説明書の交付 平成29年6月13日(火)から同年8月21日(月)までの岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで入札情報公開サービス又はホームページ（<http://www.pref.iwate.jp/nyuusatsu/kouji/index.html>）に掲載すること。なお、本件入札に参加の申請をしようとする場合は、ホームページを確認し、最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

(4) 申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 本件入札への参加の申請をする者は、申請書を提出すること。

イ 特定共同企業体として本件入札への参加の申請をする者は、アの申請書のほか、特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書の写しを提出すること。

ウ 電子入札システムにより参加する場合は、平成29年6月13日(火)から同月30日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、同月30日(金)にあつては、正午まで）に申請書、特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書の写し並びに3(2)の技術提案書（以下「提出書類」という。）を電子入札システムにより提出すること。なお、電子ファイルの容量の上限は、2メガバイトであり、この容量を超えるときは(1)の問合せ先にあらかじめ連絡し、申請書を電子入札システムで提出した上で、同日正午までに申請書以外の提出書類を書面により(1)の場所に持参し、又は到達するよう書留郵便により提出すること。

エ 電子入札システムによりがたく、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得た場合は、平成29年6月13日(火)から同月30日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、同月30日(金)にあつては、正午まで）に提出書類を書面により(1)の場所に持参し、又は到達するよう書留郵便により提出すること。

オ 知事に提出された提出書類は、返却しない。また、平成29年6月30日(金)正午を経過した時以後は、提出書類の全部又は一部の差替え又は再提出は認めない。

(5) 工事費内訳書 入札参加者は、入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書を作成